

事 務 連 絡
令和3年3月31日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」
に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和3年度「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」
の改正にあたり、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しまし
たので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周
知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4
第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(令和 3 年度告示改正で追加された項目)

Q1 今般の補装具告示改正において、殻構造義肢の型式に「電動式」が追加されたが、これまで筋電電動義手は特例補装具として扱われてきたが、今後はどのように取扱うべきか。

A 筋電電動義手はこれまで特例補装具で扱ってきたが、今般の改正により、殻構造義肢の電動式として取り扱うこととし、基本価格や製作要素価格も基準に設定したところである。

使用する完成用部品については、他の完成用部品と同様、製作に当たって適切な部品選択をすること。

支給決定に際しては、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、リハビリテーション等による使用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められた場合に、市町村の判断により支給されるものとする。

なお、本事務連絡により、平成 27 年 3 月 31 日付事務連絡「補装具費支給に係る Q&A」の筋電電動義手に係る Q7 については廃止する。

Q2 今般の補装具告示改正において、殻構造及び骨格構造義肢のうち基本価格の採型区分 B-4 に「TSB 式」が追加された理由如何。

A PTB 式や KBM 式などと同様にソケット製作技法の一つとして TSB 式というものが存在しているが、これまで基本価格に TSB 式を選択肢がなかったため、製作技法の異なる PTB 式に置き換えて処方し、実際には TSB 式が製作される場面があった。これを踏まえて、医師による適切な処方に基づいて義足の製作ができるようにするため、基本価格に TSB 式を追加したところである。